

## 様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

(第1面)

## 特別管理産業廃棄物処理計画書

令和6年6月19日

高槻市長 殿

住所 大阪府高槻市阿武野一丁目1番1号

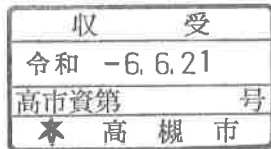
提出者

氏名 高槻赤十字病院

院長 玉田 尚

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 072-696-0571



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	高槻赤十字病院
事業場の所在地	大阪府高槻市阿武野一丁目1番1号
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	83 病院
② 事業の規模	335床
③ 従業員数	529人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	病棟・外来・手術室・検査部門等で発生した感染性廃棄物は清掃委託業者にて、発生場所から施設保管場所に移動保管し、収集運搬・処分委託業者にて収集・焼却処理を行い、焼却灰は神戸沖埋立処分場にて処理される。 検査部門で発生した引火性廃油は発生場所で保管し、収集運搬・処分委託業者にて収集・焼却処理を行う。

(日本産業規格 A列4番)

## 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

## 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業 廃棄物の種類	①感染性廃棄物	②引火性廃油
	排 出 量	107.65 t	0.47 t
	(これまでに実施した取組) ・感染性廃棄物の排出量は新型コロナウイルスの排出量減少に伴い約37tの減少となった。 各部門で発生した廃棄物の分別、廃棄の管理を実施し、排出抑制に努めている。 ・引火性廃油の排出量が、前年度と同量の廃棄となった。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業 廃棄物の種類	①感染性廃棄物	②引火性廃油
	排 出 量	102.26 t	0.45 t
	(今後実施する予定の取組) ・今後も他の廃棄物と混同しないよう、分別廃棄を徹底して行い、引続き排出抑制に努める。(感染性廃棄物) ・引火性廃油の廃棄で排出量の無駄を無くすよう排出抑制に努める。		

## 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・感染性廃棄物は、他の廃棄物と区分して施錠保管場所に分別保管している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・引続き施錠保管場所に分別保管し、保管場所の整理整頓を行う。

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①感染性廃棄物	②引火性廃油
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・実施していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①感染性廃棄物	②引火性廃油
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） ・予定なし。		

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①感染性廃棄物	②引火性廃油
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①感染性廃棄物	②引火性廃油
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
（今後実施する予定の取組） ・予定なし。			

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

t	t	t	t
t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

t	t	t	t
t	t	t	t

## (第4面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①感染性廃棄物	②引火性廃油
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・実施していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①感染性廃棄物	②引火性廃油
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） ・予定なし。		

## 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①感染性廃棄物	②引火性廃油
	全処理委託量	107.65 t	0.47 t
	優良認定処理業者への処理委託量	107.65 t	0.47 t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・感染性廃棄物の産廃委託処理業者が適正に処理を行っているか、定期的に処理状況の確認を行っている。		



(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	①感染性廃棄物	②引火性廃油
	全処理委託量	102.26 t	0.45 t
	優良認定処理業者への処理委託量	102.26 t	0.45 t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組) ・引き続き、産廃委託処理業者の処理状況を電子マニフェスト情報管理システムで管理していく。 ・産廃委託処理業者の処理施設で適正に処理が行われているか、現地視察を実施する。			
電子情報処理組織の使用に関する事項	<b>【前年度（令和5年度）実績】</b>		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く)	108.12 t	
(今後実施する予定の取組等) ・現状のまま、感染性廃棄物の電子マニフェスト管理を実施する。			
※事務処理欄			

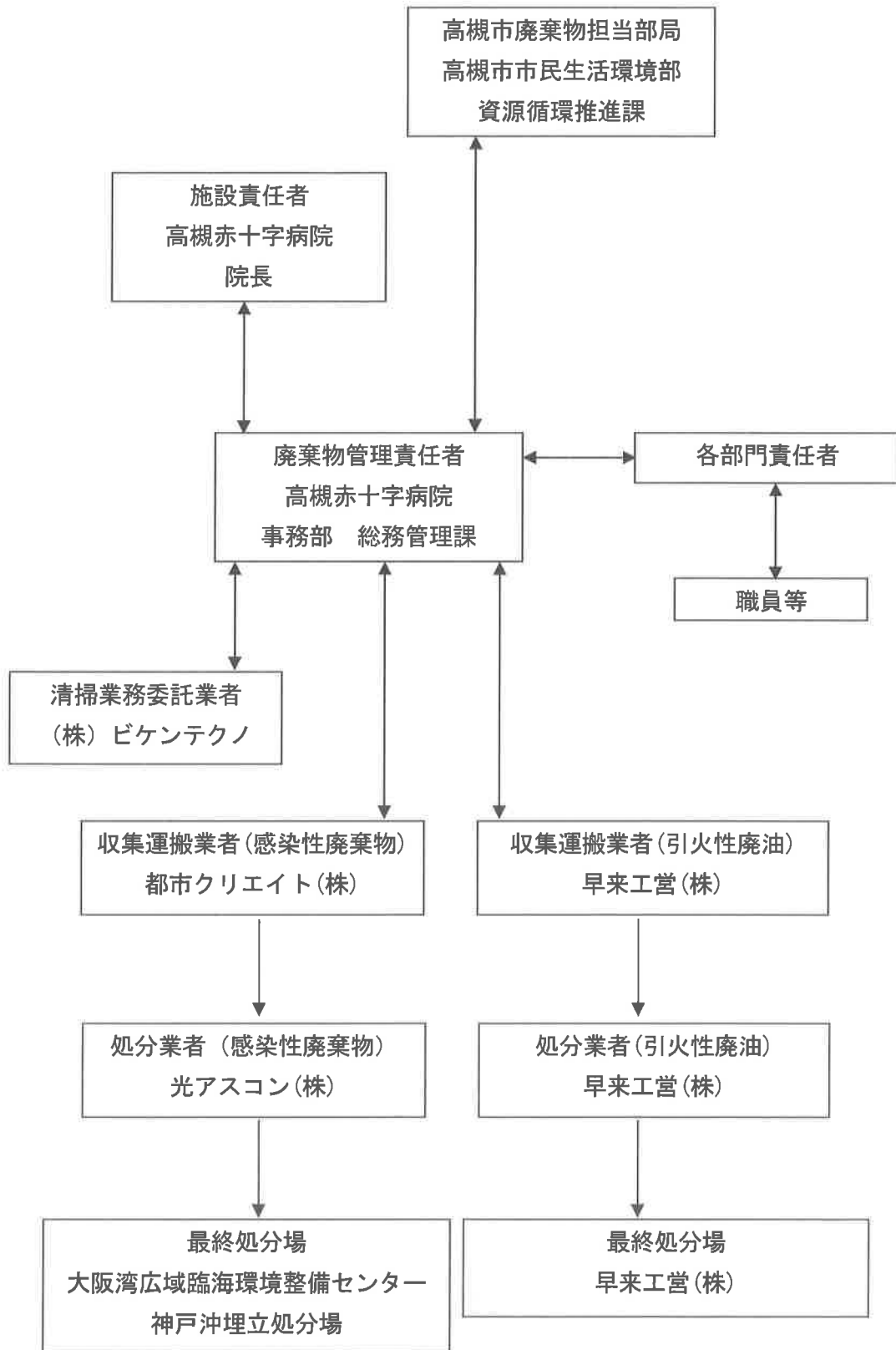
②計画

t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

# 管理体制図



今年度【令和6年度】目標

特別取組推進計画の目標		達成状況														達成率	備考						
コード	名称	(1) 計画開始日	① 自己啓発活動に 用いた量(%)	② 自己啓発活動 の量(%)	③ 自己啓発活動 の量(%)	④ 自己啓発活動 の量(%)	⑤ 自己啓発活動 の量(%)	⑥ 自己啓発活動 の量(%)	⑦ 自己啓発活動 の量(%)	⑧ 自己啓発活動 の量(%)	⑨ 自己啓発活動 の量(%)	⑩ 自己啓発活動 の量(%)	⑪ 自己啓発活動 の量(%)	⑫ 自己啓発活動 の量(%)	⑬ 自己啓発活動 の量(%)	⑭ 自己啓発活動 の量(%)	(14) 自己啓発活動 の量(%)	(15) 自己啓発活動 の量(%)	(16) 自己啓発活動 の量(%)				
7000	① 緊急性確保	102.26																					
7000	② 引火性廃油	0.45																					
3																							
4																							
5																							
6																							
7																							
8																							
9																							
10																							
11																							
12																							
13																							
14																							
15																							
16																							
17																							
18																							
19																							
20																							
合計		102.71	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	102	0	0	0

(注) トン未満は概算として四捨五入。ただし、数値が負の数であった場合は0で記載する。

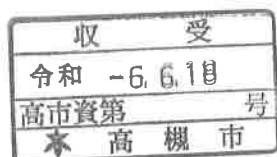
## 様式第二号の十三 (第八条の十七の二関係)

(第1面)

## 特別管理産業廃棄物処理計画書

2024年 6月18日

高槻市長 殿



提出者

住 所 大阪府高槻市宮野町2番17号

氏 名 (社医)東和会 第一東和会病院

理事長 大西 恭子

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 072 (671) 1008

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	(社医)東和会 第一東和会病院
事業場の所在地	大阪府高槻市宮野町2番17号
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	83:病院
②事業の規模	243床
③従業員数	572名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	

(日本工業規格 A列4番)



## (第3面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) ・実施していない		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・予定なし		

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(今後実施する予定の取組) ・予定なし			

## (第4面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) ・実施していない		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・予定なし		

## 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	89.88 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	89.88 t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・定期的に収集運搬・処分の許可証等を参考に、委託基準を遵守出来る産廃処理業者か確認している。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	80.00 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	80.00 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・引続き、適正な処理業者であるかを確認する。		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		89.88 t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者については、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

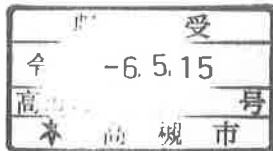
特別管理産業廃棄物処理計画書

令和6年 5月 日

（宛先）高槻市長

住 所 大阪府高槻市紫町1番1号

提出者



氏 名 日本たばこ産業株式会社 医薬総合研究所  
 所長 角谷 真

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 072-681-9700

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日本たばこ産業株式会社 医薬総合研究所
事業場の所在地	大阪府高槻市紫町1番1号
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

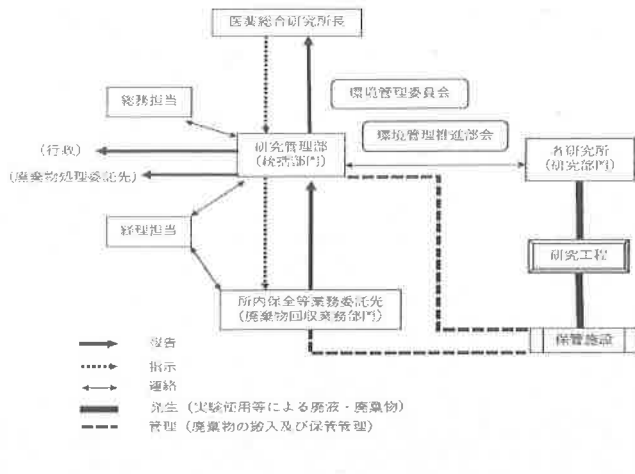
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	921 自然科学研究所
② 事業の規模	研究開発業務のみで商品等の出荷なし
③ 従業員数	606名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	

（日本産業規格 A列4番）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



部署	役割
研究管理部	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業廃棄物の発生から回収及び保管までを統括的に把握し管理</li> <li>産業廃棄物の種類ごとの発生量及び性状等チェック、集約等</li> <li>産業廃棄物の収集運搬及び処分委託の委託契約、収集依頼、委託作業等の管理</li> <li>産業廃棄物保管場所の巡回管理及び処分委託先の定期的現地確認</li> <li>産業廃棄物に係る法令等の情報収集</li> <li>行政等に対する報告等</li> <li>産業廃棄物の分別、適正管理、資源化等に関する啓発</li> <li>各部署間の調整及び指示</li> <li>産業廃棄物の適正管理、発生量、資源化等に関する情報を委員会及び部会を通じて職場所長等及び委員に報告</li> <li>廃棄物の資源化・資源化及び適正管理について検討し、産業廃棄物処理計画の策定及びその実施</li> </ul>
所内保全等業務委託先 (廃棄物回収業務係)	<ul style="list-style-type: none"> <li>各部署で発生した廃棄物の回収及び保管</li> <li>産業廃棄物保管場所巡回管理状況について研究管理部に報告</li> </ul>
各研究所	<ul style="list-style-type: none"> <li>発生した廃棄物を分別</li> <li>産業廃棄物の性状等の情報を研究管理部へ連絡</li> </ul>
総務担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究管理部から産業廃棄物の適正管理、発生量、資源化等に関する報告を受けて、必要に応じて行政等との窓口</li> </ul>
総務担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業廃棄物の適正処理委託先に関する与信管理</li> <li>所内保全等業務委託先に係る業務委託管理</li> <li>上記内容を研究管理部に報告</li> </ul>

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	t	t
	(これまで実施した取組) 研究所という業務特性により、発生する特別管理産業廃棄物の種類と量については業務の進捗に応じて変化する。計画的かつ効率的な研究の実施によりムダの排除に努めている。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 現状維持		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 実験後の廃液、廃棄試薬、及び実験で使用した鋭利な針等である。回収時の容器サイズを小さくし、不要な混合を避けている。 特定有害物の分別に取り組んでいる。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状維持

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	—	t
	(これまでに実施した取組) 実施していない		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	—	t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	—	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	—	t
(これまでに実施した取組) 実施していない			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	—	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	—	t
(今後実施する予定の取組) 実施予定なし			

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	—	t
	(これまでに実施した取組) 実施していない		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	—	t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし		

## 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 社内委託基準に従って、特別管理産業廃棄物処理業者を選定し、書面による契約を実施している。また、処理の状況について定期的に現地確認を実施している。		



②計画	<b>【目標】</b>	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t
	再生利用業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
(今後実施する予定の取組) 計画的かつ効率的な研究の継続実施により、無駄の排除に努める。		
電子情報処理組織の使用に関する事項	<b>【前年度（令和5年度）実績】</b>	
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く)	53.9 t
(今後実施する予定の取組等) 継続して、電子マニフェストシステムを使用する		
※事務処理欄		



様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

2024年6月30日

（宛先）高槻市長

住所 大阪府高槻市幸町1番1号

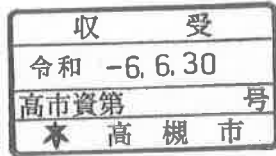
提出者

氏名 パナソニック ライティングデバイス株式会社

代表取締役社長 坂本 敏浩

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 072-682-3313

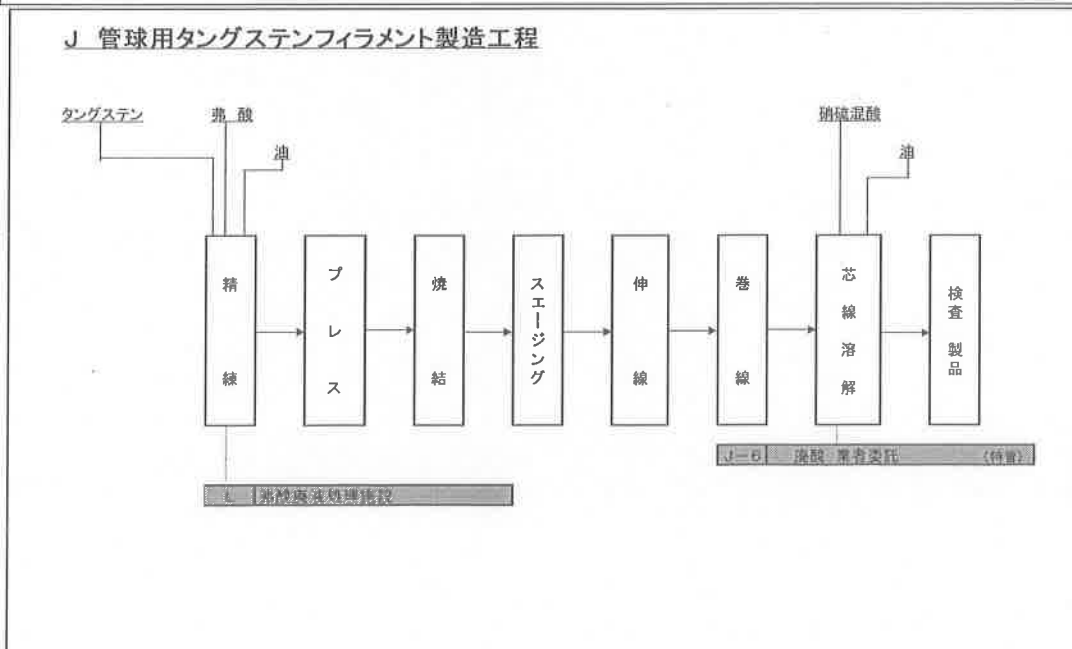
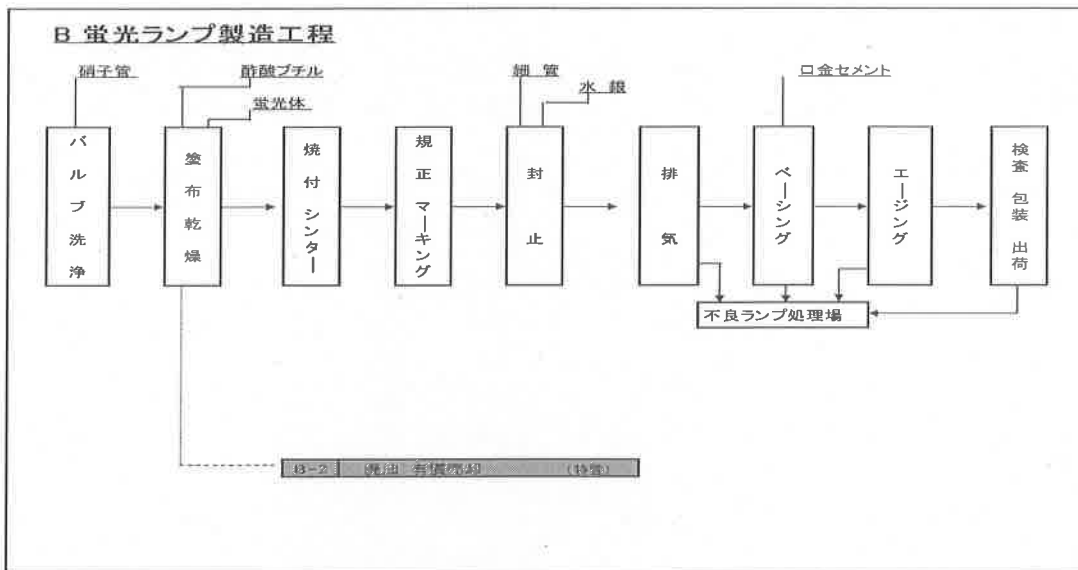
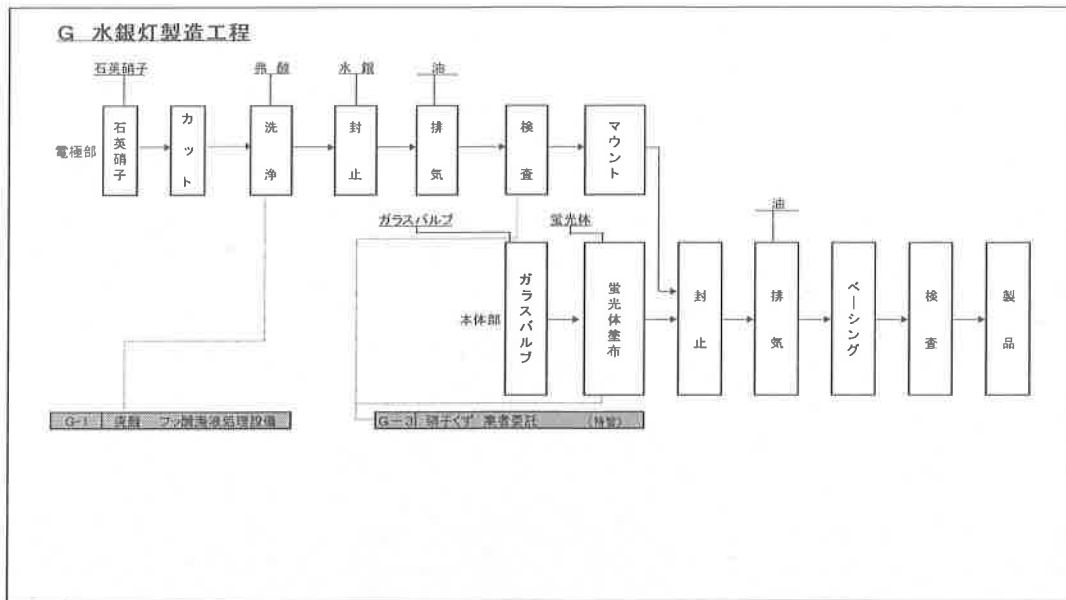


廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	パナソニック ライティングデバイス株式会社
事業場の所在地	大阪府高槻市幸町1番1号
計画期間	令和 6年 4月 1日～令和 7年 3月 31日

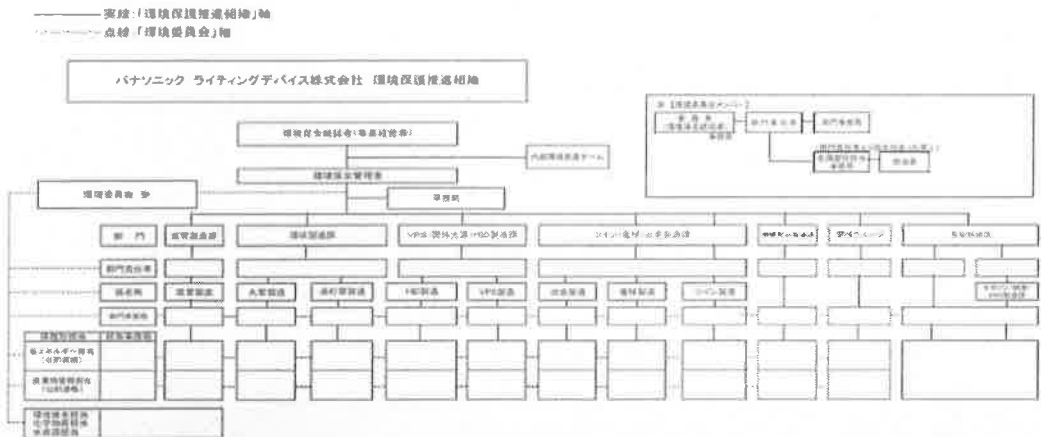
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	電気機械器具製造業
② 事業の規模	資本金100百万円
③ 従業員数	629名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙 第1面-1のとおり



特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	<b>【前年度(2023年度)実績】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	①強アルカリ	②強酸
	排出量	47.058 t	102.00102 t
	(これまでに実施した取組) ・歩留まり対策 ・工程改善		
②計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	①強アルカリ	②強酸
	排出量	94.12 t	91.8 t
	(今後実施する予定の取組) ・歩留まり対策 ・工程改善		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・廃油、廃酸に分別
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・廃油、廃酸に分別

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

③燃えやすい廃油	④PCB	⑤廃水銀等	
0.51 t	2.0685 t	0.008 t	t

②計画

③燃えやすい廃油	④PCB	⑤廃水銀等	
0.46 t	0.001 t	0.002 t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（                      年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①強アルカリ	②強酸
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	-                      t	-                      t
	（これまでに実施した取組） ・実施予定なし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①強アルカリ	②強酸
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	-                      t	-                      t
	（今後実施する予定の取組） ・実施予定なし		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（                      年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①強アルカリ	②強酸
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	-                      t	-                      t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	-                      t	-                      t
（これまでに実施した取組） ・実施予定なし			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①強アルカリ	②強酸
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	-                      t	-                      t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	-                      t	-                      t
（今後実施する予定の取組） ・実施予定なし			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（                      年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①強アルカリ	②強酸
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	-                      t	-                      t
	(これまでに実施した取組) ・実施予定なし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①強アルカリ	②強酸
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	-                      t	-                      t
	(今後実施する予定の取組) ・実施予定なし		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（ 2023年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①強アルカリ	②強酸
	全処理委託量	47.058 t	102.00102 t
	優良認定処理業者への処理委託量	47.06 t	0.09102 t
	再生利用業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t
	(これまでに実施した取組) ・定期的に処理状況の現地確認を行う。		



(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状

③燃えやすい廃油	④PCB	⑤廃水銀等	
- t	t	t	t

②計画

③燃えやすい廃油	④PCB	⑤廃水銀等	
- t	t	t	t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

③燃えやすい廃油	④PCB	⑤廃水銀等	
0.51 t	2.0685 t	0.008 t	t
0.51 t	t	0.008 t	t
- t	t	t	t
- t	t	t	t
- t	t	t	t

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①強アルカリ	②強酸
	全処理委託量	94.1 t	91.8 t
	優良認定処理業者への処理委託量	42.4 t	0.1 t
	再生利用業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t
(今後実施する予定の取組) ・定期的に処理状況の現地確認を行う。			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（2023年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く)	101.51 t	
(今後実施する予定の取組等) ・電子 manifests の導入を推進する。			
※事務処理欄			

②計画

③燃えやすい廃油	④PCB	⑤廃水銀等	
0.457686 t	0.001 t	0.002 t	t
0.457686 t	t	0.0072 t	t
- t	t	t	t
- t	t	t	t
- t	t	t	t

前 年 度 【2023 年 度】 実 績

特別管理廃棄物の種類 コード	品名	① 排出量(t)	② 前年度増減率 対前年度	③ 前年度増減率 対前年度	④ 前年度増減率 対前年度	⑤ 前年度増減率 対前年度	⑥ 前年度増減率 対前年度	⑦ 前年度増減率 対前年度	⑧ 前年度増減率 対前年度	⑨ 前年度増減率 対前年度	⑩ 前年度増減率 対前年度	⑪ 前年度増減率 対前年度	⑫ 前年度増減率 対前年度	⑬ 前年度増減率 対前年度	⑭ 前年度増減率 対前年度	⑮ 前年度増減率 対前年度	⑯ 前年度増減率 対前年度	⑰ 前年度増減率 対前年度	⑱ 前年度増減率 対前年度	⑲ 前年度増減率 対前年度	⑳ 前年度増減率 対前年度	
		発生した特別管理廃棄物の 数量(単位:kg)	発生した特別管理廃棄物の 数量(単位:kg)	発生した特別管理廃棄物の 数量(単位:kg)	発生した特別管理廃棄物の 数量(単位:kg)	発生した特別管理廃棄物の 数量(単位:kg)	発生した特別管理廃棄物の 数量(単位:kg)	発生した特別管理廃棄物の 数量(単位:kg)	発生した特別管理廃棄物の 数量(単位:kg)	発生した特別管理廃棄物の 数量(単位:kg)	発生した特別管理廃棄物の 数量(単位:kg)	発生した特別管理廃棄物の 数量(単位:kg)	発生した特別管理廃棄物の 数量(単位:kg)	発生した特別管理廃棄物の 数量(単位:kg)	発生した特別管理廃棄物の 数量(単位:kg)	発生した特別管理廃棄物の 数量(単位:kg)	発生した特別管理廃棄物の 数量(単位:kg)	発生した特別管理廃棄物の 数量(単位:kg)	発生した特別管理廃棄物の 数量(単位:kg)	発生した特別管理廃棄物の 数量(単位:kg)	発生した特別管理廃棄物の 数量(単位:kg)	
1	7200 ① 強アルカリ	47.06																				
2	7100 ② 強酸	102.00																				
3	7000 ③ 燃えやすい廃油	0.51																				
4	7410 ④ PCB	2.0625																				
5	7440 ⑤ 排水銀等	0.0030																				
6																						
7																						
8																						
9																						
10																						
11																						
12																						
13																						
14																						
15																						
16																						
17																						
18																						
19																						
20																						
合計		151.84																				47.06

(注) トン単位の単位は、1トン=1000kgと記載しております。

今年度【2024年度】目録

コード	名称	内容																				3月31日 自己申告分を 計上した額
		(1) 排出額	② 自ら削減努力 した量	③ 自ら削減努力 した量(1)	④ 自ら削減努力 した量(2)	⑤ 自ら削減努力 した量(3)	⑥ 自ら削減努力 した量(4)	⑦ 自ら削減努力 した量(5)	⑧ 自ら削減努力 した量(6)	⑨ 自ら削減努力 した量(7)	⑩ 自ら削減努力 した量(8)	⑪ 自ら削減努力 した量(9)	⑫ 自ら削減努力 した量(10)	⑬ 自ら削減努力 した量(11)	⑭ 自ら削減努力 した量(12)	⑮ 自ら削減努力 した量(13)	⑯ 自ら削減努力 した量(14)	⑰ 自ら削減努力 した量(15)	⑱ 自ら削減努力 した量(16)	⑳ 自ら削減努力 した量(17)		
7200	① 強力アルカリ		4.12																			4.12
7100	② 硝酸																					0.06
7000	③ 燃えやすい廃油			0.40																		0.40
7410	④ PCB			0.0010																		0.0010
7440	⑤ 漆水銀等			0.00020																		0.00020
6																						
7																						
8																						
9																						
10																						
11																						
12																						
13																						
14																						
15																						
16																						
17																						
18																						
19																						
20																						
	合計																					186.4

(注) トン単位は四捨五入、ただし、数字が小数点以下2桁まで記載あり。

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和6年 6月 26日

（宛先）高槻市長

提出者 住 所 高槻市真上町3丁目13-1

氏 名 社会医療法人祐生会

みどりヶ丘病院

理事長 甲斐 史敏

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 072-681-5717

収	受
令和	-6.6.28
高市資第	号
★	高槻市

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	社会医療法人祐生会 みどりヶ丘病院
事業場の所在地	高槻市真上町3丁目13-1
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	83：医療業
② 事業の規模	病院 329床
③ 従業員数	890人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙の通り

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)  
別紙の通り

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業 廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排出量	205.737 t	t
	(これまでに実施した取組) 廃棄物の容量(かさ)を出来るだけ小さくし、廃棄物を入れる容器の密度を高め、排出量の削減に努めた結果、コロナ感染が一時的に増加しても前年度に比べ大幅に削減することが出来た。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業 廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排出量	200 t	t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き廃棄物の容量(かさ)を出来るだけ小さくし、廃棄物を入れる容器の密度を高め、排出量の削減に努めるとともに分別廃棄にも取り組み、感染性廃棄物感染性廃棄物の排出量自体の削減に更に取り組みます。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 感染性廃棄物は他の廃棄物と区別し専用の保管庫に入れ、 コロナ感染対応廃棄物は更に別の保管庫にて施錠管理を行っている。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 引き続き専用保管庫にて分別し、施錠管理を行う。

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（                      年度）実績】		
	特別管理産業 廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業 廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（                      年度）実績】		
	特別管理産業 廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により 減量した特別管理 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業 廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により 減量する特別管理 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			



## 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（            年度）実績】		
	特別管理産業 廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業 廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

## 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 令和4 年度）実績】		
	特別管理産業 廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	205.737 t	t
	優良認定処理業者 への処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） 感染性廃棄物の処理の委託については、処理状況の報告を写真等で受けている。また、定期的に最終処分場の現地を訪問し、適正に処理されているか確認をしている。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	200 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組) 引き続き、定期的に処理状況の確認を行う。			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く)	205.737	t
	(今後実施する予定の取組等)  電子マニフェストへの移行は感染性廃棄物のみ、令和2年6月から開始している。今後、他の廃棄物も拡大する予定である。		
※事務処理欄			

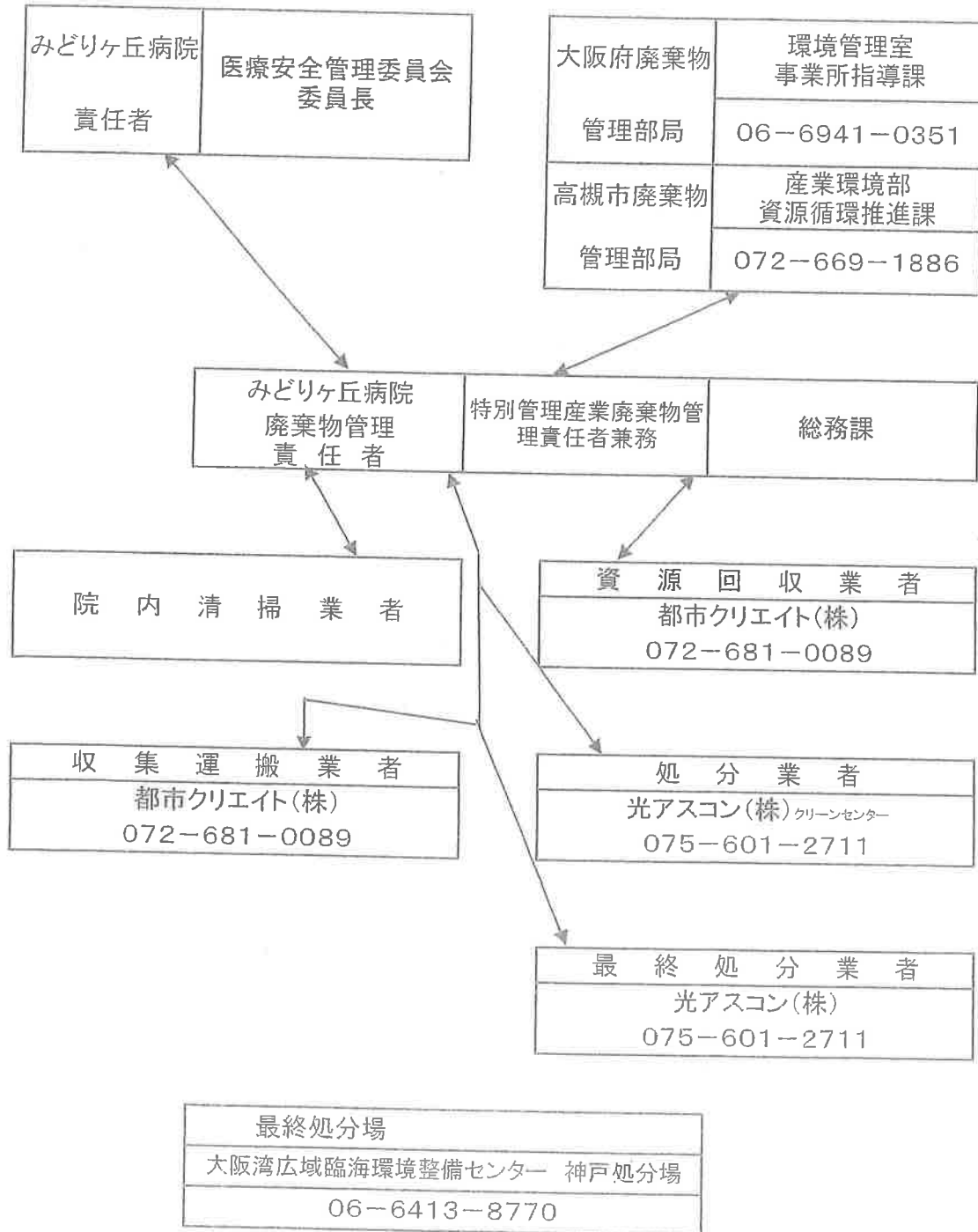
(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者については、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

# 産業廃棄物管理・連絡体制

社会医療法人 祐生会 みどりヶ丘病院  
2017年8月1日 現在



※ 管理者及び責任者、院内清掃業者の氏名連絡先等については、個人情報保護の観点から省略させていただきます。

# 感染性廃棄物の処理手順

社会医療法人 祐生会 みどりヶ丘病院

外来  
O P E 室  
検査室  
各病棟

月曜日から土曜日までの以下の時間に各病棟の担当者は、感染性廃棄物の入った容器をA館1階エレベータ前まで持参する。

朝: 8時30分 昼: 11時30分

夕: 16時00分



総務  
廃棄物担当者

内線  
PHS

総務課の廃棄物担当者は、上記の時間に行き、裏の自動扉を開け、保管庫の開錠を行う。

(尚、鍵の保管は、総務課にて責任を持って行う。)



保管倉庫

④各部署担当者と総務課の担当者双方で数量等を確認の上、容器を所定の場所に保管した後、総務課担当者が保管倉庫の施錠を行なう。



運搬業者

都市クリエイト 連絡先(072-681-0089)

※ 回収日 毎週火・水曜日

※ 専用容器の納品 毎週水曜日

施設立ち会い担当者: 総務課

※ 廃棄物の管理については「マニフェストの管理」に準ずる。



中間処理業者

処分  
受託者  
として

処分  
委託者  
として

光アスコン 連絡先(075-601-2711)



運搬業者



最終処分業者

※総務課 廃棄物担当者の名前・連絡先は、個人情報保護の観点から省略させていただきます。